

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を、経営の最重要課題の一つと位置づけて積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タカトリ	1,613,100	25.09
奈良 彰治	826,700	12.86
株式会社SBI証券	224,300	3.48
Oakキャピタル株式会社	160,200	2.49
日本証券金融株式会社	145,200	2.25
エイシャント・ウェルフェア合同会社	138,000	2.14
陳 江輝	120,200	1.87
本間 春雄	91,700	1.42
伊藤 正敏	85,500	1.33
奈良 百合子	84,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部

決算期 7 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 11 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 6 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金田一 喜代美	他の会社の出身者											○
大山 亨	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金田一 喜代美	○	○	平安レイサービス株式会社非常勤監査役	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、適切な助言・提言をしていただけると判断して社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
大山 亨	○	○	有限会社セイレーン代表取締役 有限会社トラスティ・コンサルティング代表取締役 株式会社アールエイジ監査役	複数の事業会社での豊富な役員経験を有しており、適切な助言・提言をしていただけると判断して社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査等委員会の職務を補助すべき使用人を常時置くことはしませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任スタッフを配置いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門等は必要に応じて打ち合わせを行い、内部統制に関する報告、意見交換を実施いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程に基づき定める『上場管理等に関するガイドライン』に規定する独立性に関する判断基準を参考にしております。

また、当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役並びに従業員へのインセンティブ付与に関する施策として、Stockオプション制度を2003年の公開時より実施しております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

会社業績を反映する株価に連動して価値の上がるStockオプション制度は、企業価値の増大及び業績に対し責任を持つ取締役並びに業務を遂行する従業員へのインセンティブ施策であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第22期(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の額につきましては、当該事業年度の事業報告において、支給人数および支給総額を開示しております。

また、役員ごとの報酬につきましては、報酬額が1億円以上の役員がいいため省略しております。

なお、当社は平成27年10月28日開催の第22期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によってそれぞれの総額を決定する旨定款に定めております。

また、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査等委員会の協議により決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役からの要請に応じ、必要な資料、情報を速やかに開示して監督、監査業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会

取締役会は取締役6名で構成され、原則月に1度開催しており、経営に関する意思決定機関として、当社の経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っております。

当社は取締役の職務執行に関する規定を整備し、社外取締役を含む各取締役は取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負う体制を整備しております。

監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む社取締役3名で構成されており、重要監査項目を定めた年間計画に基づき、監査を実施しております。

また、監査等委員は、法令、規程を遵守し、高い倫理観を持ち、個人の尊厳を守る体制の推進のための倫理委員会を運営し、倫理指針の遵守状況及び内部通報制度の運用状況の全社ヒアリングを定期的 to 実施しており、代表取締役社長、経営監査部門、CSR部門、会計監査人とも定期的な意見交換を行っております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、金融商品取引所が定める独立性に関する基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者としており、さらに社外取締役の金田一喜代美氏及び大山亨氏を独立役員として届け出ております。

経営会議

取締役会は、意思決定の迅速化を図るため、業務執行にかかる意思決定を経営会議へ権限委譲しております。

経営会議は、社長、部門の長、その他任命された部課長で構成され、原則週1度開催しております。

なお、重要な決議内容は取締役会に報告しております。

会計監査人

当社は、平成26年10月28日開催の株主総会にて、海南監査法人を会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に選任しております。

- ・会計監査業務を執行した公認会計士：溝口俊一、畑中数正
- ・会計監査業務にかかる補助者の構成：公認会計士4名、その他2名
- ・会計監査人の報酬等の額： 7,770千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、平成27年10月28日開催の第22期定時株主総会における定款変更の承認を受けて、「監査等委員会設置会社」へ移行しており、取締役会、監査等委員会、および会計監査人を設置しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査等委員会、会計監査人及びその他の機関を設置しております。当社の取締役の員数は6名(監査等委員である取締役3名含む)で、うち2名(監査等委員である取締役2名)は独立した社外取締役であります。

現在のコーポレート・ガバナンス体制における経営の意思決定機関は、法定の「取締役会」と取締役及び主要業務を担当する部室長等とで構成する「経営会議」の2つの機関を設置しており、「取締役会」では法定事項の他に、特に重要な業務執行に関する事項を「取締役会規程」に基づき決議しております。

また、「経営会議」では「経営会議規程」に基づき、取締役会での決議事項以外の重要な業務執行に関して審議並びに決定を行っております。

さらに、内部統制管理機能を併せ持つ機関としてCSR室を設置し、担当取締役を内部監査責任者に任命するとともに、当社倫理指針と法令の遵守を徹底させるための倫理委員会を設けております。

なお、当社はファブレスの経営体制であり、会社規模が比較的小さいため、内部統制の担当人員には限りがあるため、監査、監督、報告の独立性を確保したうえで担当、責任者を兼任させております。

当社は、業界事情及び社内事情に精通した取締役による、迅速な意思決定を行うとともに、高度な職見や専門知識を有した監査等委員である取締役を選任することで、各取締役の業務執行状況を相互に監督し、経営に対する客観的、中立的な監査機能を有しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、「IR活動の基本姿勢」、「情報の開示方法」、「IR活動自粛期間」、「第三者への情報開示」、「免責事項」等を、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の期末及び第2四半期決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様へ、当社をよりよくご理解いただくため、ホームページ上に各種資料一式を掲載しております。 [URL] http://www.wintest.co.jp/ir/index.html [掲載内容] 有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信(四半期含)、決算説明会資料、招集通知、決議通知、各種プレスリリース、財務ハイライトなど。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、モラルマインド(倫理指針)を制定するとともにCSR室を設け、ISO14001の活動を含めた社内外のCSR活動領域を広げることを通して、すべてのステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーを策定しており、全ての株主・投資家の皆様に対し、公平性・正確性・迅速性を基本に、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人を含めた行動規範としてモラルマインド、いわゆる倫理指針を制定し、倫理委員会が運用を継続しております。

本モラルマインドは、取締役及び使用人が倫理指針及び法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない運用を継続いたします。

(2) 代表取締役社長は、コンプライアンス体制の構築、維持、整備のためにコンプライアンス統括責任者を任命しております。

(3) 内部監査担当責任者及び監査等委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。

取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

(4) 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理については、経営会議規程等に基づき会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報は議事録として保存、管理されております。

(2) 監査等委員は監査等委員監査基準に基づき、これらの情報を閲覧し、法令の遵守状況を確認しております。

(3) 情報の保存及び管理の補完体制として、文書・帳簿等保管期間一覧表に基づき、重要情報の保存及び管理方法、期間を定め実行しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制を整備、構築しております。

(2) 各部門においては、既存のインサイダー取引防止規程、経理規程、稟議規程等に加え、システムリスク管理規程を整備するなど、必要に応じたリスク管理を実行する既規程を制定し、部門毎のリスク管理体制を強化しております。

(3) 各部門は各自の業務において、その内在するリスクに対する適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備しております。

(4) 監査等委員及び内部監査責任者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告します。監査等委員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長、取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。

(2) 経営会議で決議できない重要事項は、取締役会を原則毎月1回開催し、取締役会規程に基づき意思決定を行っております。

(3) 上記会議での決議に基づき、各部門長が出席する業務会議において具体的な業務遂行の打ち合わせを行い、各部門長は業務を展開しております。

(4) 組織、職制、及び業務分掌に関しては、組織図、職務権限一覧表、業務分掌規程等により、役割と責任及び職務執行手続きの詳細を定め運用いたします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、現在子会社を所有していないため対応した業務管理体制を取っておりません。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を常時置くことはしませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、専任者を配置することとします。

7. 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査等委員会規程及び監査等委員監査基準に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

(2) 監査等委員である取締役は社内の重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書を閲覧しております。

(3) 内部通報制度としては、取締役及び使用人が倫理違反と思われる事項に関して[モラルマインド(倫理指針)]報告書フォーマットを通じ、直接監査等委員に報告できる体制としています。また、報告した者が当該通報を行ったことで不利な取り扱いを受けることのないことを明記しております。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担または債務を処理いたします。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

(2) 監査等委員会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成しております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための指針

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築しております。

また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法案等

に対する適合性を確保するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は倫理指針において、「反社会的勢力に対する指針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、不当な要求には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社を上げて取り組みます。
また、この体制につきましては「内部統制システム構築の基本方針」において、次のとおり定めております。

12. 反社会的勢力との関係遮断と接触時の処理体制

- (1) 当社は特別利害関係者や株主及び取引先と反社会的勢力との関係はありません。
- (2) 当社は反社会的勢力との関係遮断を確立するため、モラルマインド、いわゆる倫理指針にて「反社会的勢力に対する指針」を定め、この周知徹底を図っております。
- (3) 反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断し、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合はコンプライアンス統括責任者が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理をいたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

